

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 5 年 3 月 14 日

京都府立図書館
館長 松本 一男

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

令和 5 年度京都府立図書館継続図書等購入基本業務 一式

(2) 業務の内容等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和 5 年 4 月 7 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

京都府立図書館

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町

京都府立図書館企画総務部企画調整課

電話番号 (075) 762-4655

ファクシミリ番号 (075) 762-4653

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和 5 年 3 月 14 日(火)から令和 5 年 3 月 24 日(金)まで（令和 5 年 3 月 20 日及び 3 月 23 日を除く。）の午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府立図書館のホームページ (<https://www.library.pref.kyoto.jp/>) 又は京都府教育委員会のホームページ (<http://www.kyoto-be.ne.jp/>) の入札情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず直接交付を受ける場合は、アの期間に、(1) の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令が適用される令和 4 年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等

を定める告示（令和4年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「図書・教材」に登録されているものであること。

- (3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

(1)の期間の午前9時30分から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

郵便書留等の配達記録が残る方法で、(1)の期間内に必着のこと。

(4) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(5) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所等

ア 日時

令和5年4月5日（水）午前10時

イ 場所

京都市左京区岡崎成勝寺町

京都府立図書館3階マルチメディアインテグレーション室

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(3) 入札の方法

持参によることとし、郵送及び電送等による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

購入予定金額（支出限度額）に100/110を乗じ、当該金額（小数点以下切り捨て）に(100-割引率)/100を乗じた金額（小数点以下切り捨て）を記載すること。

※割引率とは、出版物再販売価格維持制度に基づいて定められた図書本体価格（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）に適用する割引率をいう。

なお、割引率は小数点以下第1位まで記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 3に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 委任状を持参しない代理人のした入札

エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ク その他入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かないものがあるときは、立会職員にくじを引かせるものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

イ 落札者が決定通知のあった日から5日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は購入予定金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約当事者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当す

る場合は、免除する。

8 その他

- (1) 1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。